

『明治維新と賤民廃止令』

石 瀧 豊 美

表題にいう「賤民廃止令」とは、明治四年八月二十八日に
出された太政官布告、いわゆる「解放令」のことである。
著者が表題に解放令でなく、この名称を使ったのには積極
的な理由がある。

ひとつは、布告が対象とした「穢多・非人等」の社会で
のありようが、「解放」という言葉になじまないことによ
る。解放令とは人身隷属の状態にあった娼妓にこそふさわ
しいからだ。

もうひとつは解放令という名称が、言わば思い入れと裏
腹の関係にあるからである。今日、解放令という言葉が発
せられるとき、それが「一片の空文」でしかないという評

価がまつわりつく。著者は「解放」と称することによる布
告の美化にも、また、それが「解放」の名に値しない「一
片の空文」とする過小評価にも反対する。著者によれば、
政府は人権や差別解消といった視点からこの布告を出した
わけではなかった。ただ、地租改正の障害を除去するとい
う限りで、賤民制を廃止したのである。したがって、賤民
廃止令は社会での差別的存続・撤廃のいずれの動きに対し
ても、基本的にニュートラルな関係でしかありえなかった
のである。賤民廃止令という用語には本書での著者の主張
の一切が凝縮している。

また、著者の言う「賤民廃止令」は、従来「解放令」の
名で呼ばれていたものを単に言い替えただけではない。一
般に、解放令は「穢多・非人等の称廃せられ候条、自今身
分・職業共平民同様たるべき事」という太政官布告を指す

と了解されているが、著者はそのあとに付せられた府県宛
での指示をも賤民廃止令に含めるのである。いや、従来軽
視されていた府県向けの布告こそ賤民廃止令にとって本質
的だというのが、著者のそもそのアイデアであり、公理
のように動かし難い出発点なのである。したがって、府県
宛の指示、つまり賤民制廃止にともなう穢多・非人等の一
般民籍への編入と、無年貢地の引き直しが、これまで解
放令として知られていた布告に加わることになる。これこ
そが、著者の視点の独自さであり、だから賤民廃止令は解
放令の単純な言い替えではありえない。

本書の内容は別々に発表された論文の再録と、新稿とが
らなる。著者は新たに研究が進展している場合も、あえて
旧稿に手を加えず再録したことを断わっている。ここで旧
稿とは、主として賤民廃止令の法的内容、成立・施行過程
を論じたもので、言うまでもなくこの分野での著者の記念
碑的業績となった論文である。いずれも一九八〇年、八二
年に本誌に発表された。著者としては愛着もあり、当時す
でに完成度の高い論文でもあったから、実際書き直すこと
は困難でもあっただろうと推測される。著者は、研究史上
の新たな発展には註や補論で対応する方法をとって配慮し
ている。

目次を紹介すると次の通りである。

序章	「鎖国」の解体と差別思想の変容
第一章	維新の内乱と被差別部落
第二章	統一国家への歩みと被差別部落
第三章	賤民廃止令の成立過程
補論一	賤民廃止令成立に関する諸説の背景
補論二	京都府と明治四年賤民廃止令
補論三	賤民制廃止の論理
第四章	賤民廃止令の法的内容 — その施行過程の研究 —
第五章	部落解放反対騒擾による被害
第六章	部落解放反対騒擾における民衆意識の分析
第七章	新政反対一揆における部落問題の位置
終章	総括と展望 — 明治維新と被差別部落

一見して明らかなように、著者は本書において、明治維
新前後の時代背景の中で部落をめぐる環境がどう変化して
いったのかを見極めようとしている。大げさに言えば、世
界史上の力学が、当時、部落問題へも及んでいたのではあ
る。賤民廃止令成立へと至る歴史過程が、いかに不可逆的
に進行していったのかを立証することが本書のテーマであ
るとも言える。そのことは、本質的に、明治維新とは何か
を問うこととならざるをえないのである。『明治維新と賤
民廃止令』という本書の表題は、両者の単に並列的な関係

ではなく、合鏡のように相互補完的な関係を示している
理解できる。

以下では、著者の主張を章立てにはこだわらず見ていく
ことにしよう。当然に、全四一〇頁に及ぶ本書の全体をカ
バーすることはとうていできない相談である。第五章以下
にはほとんど触れることができないうが、そのことはあらか
じめ断っておかねばならない。

二

著者自身が「本書の中心」と述べているのは第四章「賤
民廃止令の法的内容―その施行過程の研究―」である。こ
こでは、布告の法文解釈により、賤民廃止令の目的とした
ものがあぶり出される。一字一句に厳密な検討を加えて、
その意味する内容を大きからず小さからず、カメラのピン
トを合わせるように的確に析出する著者の手際は見事であ
る。従来の盲点をついて、賤民廃止令を法として見るとい
う当然の態度が、著者に多くの成果をもたらしたわけだ、
まさにコロンブスの卵なのであった。こうした法文の検討
を欠いて歴史的評価を下したこれまでの研究に対して、著
者は「転倒した、およそ非科学的な方法」(二四一頁)と、
厳しい批判を投げかける。

私たちは近世の賤民制と、近代の部落差別とが、全く同
じものではないことを知っている。しかし、その連続面・
断絶面の質的な検討は厳密になされたことはなかったの
である。賤民廃止令の法的内容の研究により、著者はこの点
に独創的な解答を与えることになった。

賤民廃止令の文面には「穢多・非人等」という文字があ
る。著者はこの「等」の一語を見逃さなかった。これは、
穢多・非人以外の存在形態を示す被差別民、すなわち「雑
賤民」を事実上指していたのである。このことから、著者
は賤民廃止令の適用対象が、例外を許さず一切の被差別民
に及んだことを明らかにした。だから、著者は賤民廃止令
の本質を「即時・無条件の賤民制廃止」と述べるが、まさ
にそのことによって近世社会に終止符が打たれたのであ
る。その意味で、「一片の空文」どころか「革命的」(一〇
八頁)ですらあったのである。

では、雑賤民をも含めた被差別民一般とはどのような規
定性を持っているのか。言い替えれば、法文に例示されて
いないにも関わらず、布告を受け入れた末端の地方行政で
は、布告の対象となる人々をどうして把握できたのか。

それを著者は「一般社会からの隔絶」、すなわち「社会
外」としての共通の規定性に求める。著者は様々な例を上
げてこのことを証明しようとしている。この「社会外」と

いう規定性は、私のように地域レベルで賤民制を研究しよ
うとするものにとって、たいへんありがたい概念である。
ある社会的存在が被差別民にあたるかどうかの判定として
使える。いわば、リトマス試験紙の役割を果たすからだ。
私自身は、このリトマス試験紙によって、福岡藩で法的に
被差別身分とされたのが穢多・非人・寺中の三身分で、そ
れ以外にはないことを明らかにしたことがある。著者の規
定を借りて、ただ応用問題を解いただけなのだが、ちな
みに、福岡藩で寺中とは歌舞伎役者を指す。

このように、私は著者の見解に基本的に賛成の立場に立
つ。ただ、ここで著者が目を向けていない点にも注意を促
しておきたい。こういうことである。被差別民が「社会
外」あるいは「人外」としての規定を社会の内から受けて
いたとすれば、それは必然的に「人間」という概念を問う
ことにもならざるをえない。「人外」を前提とする「人
間」概念は、当然に生物学上のヒト(人類)とは違い、そ
れよりは狭い概念である。ここで私は、キリスト教社会で
は「インド人や黒人や新大陸のアメリカ土着民」が、ロー
マ法王の宣言(一五三七年)によってはじめて「ほんもの
の人間」になった、という鯖田豊之氏(中公新書
『肉食の思想』(八四頁))を思い出すのだが、かつては「人
間」という概念は文化的に決定されていたのである。その

意味で、これまでの歴史は「人間」観拡張の歴史であった
と言っても過言ではない。

著者は他の場所で、幕末期に「人と畜生間に穢多といふ
一階級があるといふのが上下一同の考であった」という認
識のあったことを紹介しているが(七頁)、この場合「人」
という概念そのものの考察にまで踏み込まねば「社会外」
「人外」の概念を本当に理解したことにならないのではな
いだろうか。「本書では、被差別部落を『社会外』として
一貫して説明することも試みた」と著者は自負しているか
ら、あえて著者の研鑽を求める次第である。

これに関連して、もう一点不満を言えば、著者は、各県
が賤民廃止令の施行に当たって雑賤民を対象に加えたこと
について、「政府の明確な指示にもとづくものと考えられ
る」と述べている(二四九―二五〇頁)。けれども、その
具体的な指示なるものはないに示されないのである。賤民
廃止令に施行細則のようなものが付されていたかどうか重
要な点であり、本書全体のトーンはこの点を否定的に論じ
ているように私には感じられたが、この部分に限って言え
ば、史料に基づく実証という著者の方法に照らして逸脱で
はあるまいか。私は「等」の一字の存在と、「民籍」編入
の指示と、そして何よりも「社会外」という具体的なあり
ようが、「政府の明確な指示」に代わりえたのではないか

と考えるのだがどうだろう。

福岡県(旧福岡藩)では、九月一日に県知事の手元に賤民廃止令が届き、約一カ月を経て(一〇月一三日または一四日に)一般に布達される。この間、九月二九日に、皮多・寺中身分を一般村民と同様、諸普請に動員することが達せられている。皮多身分はそれまで公役(夫役を指す)の負担は刑吏役に限られていた(ただし、代銭納化していた)ので、このことは実質的に賤民廃止令の精神を先取りしたことに等しいが、ここに寺中を加えたのは県の役人が「等」の意味するところを正確に理解していたのにほかならない。

ともあれ、「社会外」という概念を手にいれたことで、賤民廃止令の歴史的意義が(殊にその機能が)明らかにになったのは確かである。近世から近代への移行の結節点で、賤民廃止令は「社会外」にあった賤民を「国家を頂点とした社会の最底辺に移し換える役割を果たした」(二七三頁)のであった。したがって、近代の部落差別を過去にさかのぼって近世的身分に投影することは決定的に誤りである。従来の部落史ではその点に無自覚になりがちだった。

賤民廃止令の法的内容の検討を通じて、著者が明らかにしたもうひとつの重要な概念は「平民」である。賤民廃止令の施行により、一切の被差別民は「平民」に編入され

た。ところが、賤民廃止令が施行されてみると、平民を近代的に解釈するか、近世的に解釈するかの違いが生じたのである。政府の解釈は前者に立ち、職業や居住の制限をとりはずして「平民」を考えた。しかし、被差別民自身も含め一般庶民は後者の解釈を採った。つまり、近世的な平民概念は「士」と被差別民を除く「農工商」一般のことであり、それは当然にも職業・居住の制限と結びついていた。一般庶民は自分たちの共同体に被差別民が入り込んでくるのではないかと恐れ、被差別民はこれまでの職業を維持しては差別が続くのではないかと恐れたが、こうした反応はいずれも政府の意図せざるところだったのである。この認識のずれは後の解放令反対一揆(著者は部落解放反対騒擾と呼ぶ)の条件を準備するものとなった。賤民廃止令を穢多・非人が「平民」に仰せ付けられたと理解した「横田徐翁日記」の記載(三一五頁)など、そうした認識の典型的な現われである。

三

このような賤民廃止令の法文の検討を経て、著者は次の結論に達する。賤民廃止令の意味するものは、『土地の商品化』にとって障害となる近世的賤民身分制の諸側面を解

除するもの以上ではない(二六八頁)、と。つまり、土地の商品化という究極目標が、その実現への過程で賤民制の廃止をもたらしたのである。

このことは、第三章「賤民廃止令の成立過程」と、その補論三「賤民制廃止の論理」で詳しく触れられる。著者の強みは官民の各種史料に通じていることで(博引旁証には驚嘆させられる)、太政官内部で試行錯誤の後に賤民廃止令が徐々に形を整えて来る過程を多くの史料を駆使して描き出す。この部分は説得的で、論旨の展開はスリリングですらある。賤民廃止令の成立事情を「土地の商品化」説に立って説明する著者は、戸籍法説などそれ以外の要因を掲げる諸説、あるいは著者の旧稿への諸批判に対して丁寧な反批判を行い、自説以外に解釈の余地のないことを詳しく論じている。したがって、今後著者への批判者は新たな史料に立脚するのはもちろん、著者の使用した史料が別の形で再解釈しうることを部分的にでなく体系として示さねばなるまい。この件りは、それほど決定的な証明となっていないと私には思われる。

著者が、賤民廃止令は「土地の商品化」の障害を取り除くために出された主張するのは、賤民廃止令が「無年貢地の引き直し」を含んでいたことだけによるのではない。職業・居住の制限と結びついた賤民身分を、そうした制限

から切り離された「近代的」平民身分へ編入した点(民籍への編入)にも根拠を置く。言い替えると賤民廃止令の意味する法的内容の全体が「土地の商品化」という事態と有機的に結びついていると考えるのである。

そして、この立場から著者の研究は重要な結論へと至る。それが補論三「賤民制廃止の論理」であるが、著者はここで賤民廃止令が一連の無税地廃止法の流れの中に位置づけられることを十二分な形で示したのである。ここには著者の研究者としての資質の優れた面が存分に発揮されている。この部分は、研究史の流れから言えば、部落史研究が日本史研究の他の分野と有機的に連関しており、相互に貢献しうることを意味している。他の箇所で、「部落問題の研究が他の全体的な歴史研究との関連性を失ったところに生じた悲劇的な例」(一五一頁)を引いて、著者はそうした孤立した研究姿勢に警鐘を鳴らしていたが、ここではその実践を自ら示したのもあった。

無税地(無年貢地)には三種のケースがあった。市街地(都市)・穢多屋敷地・由緒地(朱印地)である。政府は地租改正実現の過程で、これらの無税地を順次廃止しつつあった。ところが政府内での法案化は、幕藩制下での近世的な錯雑した税体系を近代的に体系化し直すためのさまざまな困難に陥っていたのである。

ここでは煩雑な紹介は避けて結論だけを引くが、当初三種の無税地はその由来に関わらず一挙に廃止に向かおうとした(明治四年八月一九日)。その後、それぞれの性格の違いを考慮して、先に市街地が、次に由緒地が穢多屋敷地から切り離され、ついに穢多屋敷地だけを対象として大蔵省が原案を作成した(八月二二日)。そして、八月二八日、突如として(一)「賤民廃止令が出されるのである(二二三頁)」、「布告が土地の種類によって次々と分割され(二二二頁)」の結果、賤民廃止令がはじめて形を成したのであって、著者の「土地の商品化」説は他の諸説に対し、決定的に優位に立ったと評価できるであろう。

大蔵省原案から賤民廃止令に至る過程で、次の変更がなされていた。①「穢多・非人」のあとに「等」が付けられたこと、②「平民」の語句を削除し、代わりに「民籍」の語を入れたこと、③「一般」と「府県」向けの布告に二分し、前半には削られた「平民」の語を置いたこと(二四二頁)の三点であった。

著者は、六日間の内になされた右変更の意義をこう評価する。賤民廃止令以前の様々な解放論(国家への功労を基準とする抜擢解放論が有力であった)を検討した上で、賤民廃止令がそのいずれとも断絶しており、内容的にははるかに「徹底的であり革命的である」(二〇八頁)、と。それ

は賤民廃止令が近代的な法思想によって原理的に貫かれていたからである。このことが明治維新とは何であったかというのを改めて問わせることにもなる。まさに「被差別部落の歴史の解明は、そのまま明治維新全体の解明にとって重要な素材と視点を提供するに違いない」(四〇三頁)。著者のような視点から、明治維新が論じられたことはこれまで全くなかったのである。

賤民廃止令はまた幕末期の歴史の流れの中で歴史的必然でもあった。機は熟していたのである。第一章「維新の内乱と被差別部落」では、長州藩を始めとする被差別民の軍事利用が賤民身分廃止と引き換えになされたこと、それは賤民制の歴史の中で画期的なものであったことが指摘される。後に堤防の崩壊へと至る蟻の一穴は、このようにして開けられたのである。

また、第二章「統一国家への歩みと被差別部落」では、弾内記による賤民支配が統一国家の形成過程で、「きわめて不整合な位置にあること」(六六頁)が明らかにされる。府県域を越えて支配権を持つ弾内記の存在は統一国家の体系性を完結できないのである。『社会外』の賤民制度が統一国家内に存在することの不合理は、東京府の行政上の経験を通じて、政府に提案され、「もはや、賤民制度の廃止は、統一国家の建設にとって、避けて通れない課題とな」

(七〇頁)る。近代の中で近世を生きようとする弾内記の奇妙な立場を描き出す時、そこに滅びの必然を見る著者の筆は、弾内記への挽歌とならざるをえなかった。

序章「『鎖国』の解体と差別思想の変容」において、異民族起源説の成立が通史的に検討される。興味深いのは、異民族起源説の隆盛の中に、開国を機として「解放」思想が発生することになる苗床があったというパラドックスである。鎖国から開国へという転換が、西欧をモデルとする統一国家のイメージが元になってのことではあるが、被差別身分の解体を促す思考を知識人らの間に生むのである。また、開国による欧米人との交際の開始は「異民族だから」差別する(される)という自明と思われた常識に綻びをもたらす。「外国との交際によって、もはや差別の論理が破綻している」(四〇頁)事態が生じたのである。

こうして、著者は賤民廃止令成立の「歴史的な必然性」が長期的な視野に立って認められること、それは「鎖国」解体に起因していたことを論じることになる。来し方には「開国」が行く末には「地租改正」があつて、それぞれ賤民制廃止を必然とする磁場が生じているのである。

四

ところで、序章で著者は「社会外」の概念を説明するのに、二つの「賤民」と二つの「解放令」について論じている。賤民廃止令と娼妓解放令とを比較して、「これらは、当時存在していた二種類の賤民に対応する二つの『解放令』であった」(一頁)と、著者は言う。これは著者に従来見られなかった主張であり、中世・近世・近代のさまざまな被差別民をそれぞれの本質において弁別しようとするもので、耳を傾ける点もあるが、概念として十分に整合的なものではなく、成功していないように私には思えた。

二種類の賤民とは、穢多・非人・雑賤民などの「社会外」の規定性を持つ賤民、すなわち「排除にもとづいた賤民」と、「所有にもとづき賤民」とである。「所有にもとづき賤民」とは、娼妓だけでなく下人・名子・被官など、「奴隸的であり、何者かによって所有され、時として売買される点に特色」(三頁)をもつ人々のことである。しかし、このように娼妓などを賤民と称するとき、分析概念として厳密に定義し直し、「賤民」概念を拡張する操作が心要だが(凡例では、「賤民」を狭く、「穢多・非人等」の同義語として定義しているから矛盾が生ずる)、古代社会ならばともかく、近世社会の中でこのような「賤民」概念が成立するかどうか先ず問われねばならないのではないだろうか。著者は近代社会の中で「解放」されるといふ共通

の屬性の中に「所有にもとづく賤民」の本質を見いだしているわけだが（つまり結果から原因を見るといって著者らしからぬ方法をとっている）、近世社会の具体的な存在形態に立ち帰って本質規定を構成する努力を抜きにこの問題を論じることができるかどうか、著者の熱意にも関わらず疑念を禁じることができないのである。

著者は、二種類の賤民の「差異は理念型においてのみ言える」ので、「具体的な在り方においては、両者の性格が混交するのが一般的である」（五頁）と書いて、穢多身分の中に名子の見える史料を紹介している。私の知る限り、福岡藩では名子がさらに名子を所有したケースも報告されている。詳しく論じる余裕はないが、名子の在り方は決して「賤民」という規定を許さないと私は考える。むしろ近世社会では、共同体内部にあっておとしめられていた（賤視されていた）のは「村抱え」「町抱え」の人々、一例を上げれば、福岡・博多の町で「番太（郎）」と呼ばれた門番があるが、このような存在が（仮に「社会内」の賤民と称するとすれば）それにあたらう。

この点で、私は著者に容易に賛同できないのであるが、ただし穢多・非人身分を特別視・肥大視して差別を考える姿勢から、方法的に著者が自由であることは評価したい。穢多・非人も含めて当時の社会に存在した多様な被差別民

ることになる。著者が「比較研究」と呼ぶ方法は、労多作業であって、史料の読み込みと深い洞察力が要求されることになるが、研究の姿勢として基本的に正しい。

ただ、ここでも不満を言えば、最後の一線で著者の方法は徹底を欠いてはいないか。というのは、著者は新政反対一揆が「一方で、徴兵反対や年貢半減などの積極的な要求を掲げていたが、部落解放反対のように反動的な要求を強く持っていたことは重大な問題である」（三七八頁）と述べているからだ。そして、一揆が「旧幕体制への復讐要求を掲げ」たことに対して、「まさに混乱としか言いようのない事態」と見る。私は徴兵反対も、年貢半減も、旧幕体制への復讐も、全てが矛盾なく把握されるべきだと思う。著者は史料から出発し、現実の歴史過程に基礎を置く実証を志しているのだから、あれこれの要求を「積極的」と「反動的」に分けて考えるべきではない。統一的に矛盾なく解釈できるレベルにまで、われわれの方から下りて行く努力が求められるはずだ。

五

さて、本書を評するに当たり、いささか私自身の関心に引き寄せて書き過ぎたかもしれない。私は大筋で著者の見

・弱者に目を向けることが、逆に穢多・非人身分の本質を照らし出すことに通ずるのであろう。このような立場から近世社会を再構成することは、部落史の研究に多くの実りをもたらすはずである。私自身、名子身分を穢多身分と類比したい考えを持っているが、両者を「賤民」という概念でくくることはできないと考える点で著者と分れるのである。「所有にもとづく賤民」について、現実と相即に考察が深められることを著者に期待したい。

また、第七章「新政反対一揆における部落問題の位置」では、一見多様な展開を示す部落解放反対騒擾の類型的把握の方法が提示される。これまでの研究に実証の名に値しない欠陥を見る著者は、「各地の研究が個別の一揆研究の枠を出ず、全体的な視野からの比較研究の方法が採られていない」（三三三頁）点にその理由があると考える。そして、可能な限り部落解放反対騒擾一般について統一した解釈を提示しようとする。つまり、個別の騒擾・一揆では規模や展開の様相、要求などに種々の相違が生じるが、そうした相違をも含みこんで「可能な範囲で一貫した説明を試みよう」と（三三四頁）いうのである。個々の条件の違いを越えた「部落解放反対騒擾」という範疇が存在すると主張するわけである。言い替えると「部落解放反対騒擾」とは単に個別の事件の総和ではなく、ある本質に貫かれてい

解に賛成であるために、つい私の考えとの些細な違いに目が行くことになってしまった。改めて言わせてもらえば、本書は今後の研究に大きな貢献を成すに違いないと私は確信しているのである。

全体として、本書は明確な方法意識に貫かれている。それは先に述べたように、トータルな日本史から切り離された部落史であってはならないということである。その柔軟な姿勢が、著者をして賤民廃止令を地租改正の一環として考えるという結論へと導いたのであった。「土地の商品化」という事態が賤民制廃止を促す現実的な力となったことは、本書において過不足なく証明しきっていると私は評価する。

最後に一言付け加えて置きたい。著者は史料・文献の調査を通じて、「賤民廃止令研究に歴史的連続性が欠けていること」（七五頁）を痛感した。大正中期以後実証的に進められていた賤民廃止令研究が、戦後の研究史の中で正当に評価されなかったばかりか、全く顧みられることもなかったというのである。しかも「そこには今日の研究をしのご内容が多い」（七七頁）。こうして、本書は尾佐竹猛や牧野信之助など、不当に埋もれていた論文や研究者を発掘し、彼らに正当な評価を与えることにもなった。すなわち本書では、賤民廃止令が歴史的連関の中に考察されている

だけでなく、賤民廃止令の研究史そのものが歴史的連続性をもって再構成されたのである。ここにも、著者のすぐれた歴史感覚が現われている。

近年盛んになった、賤民廃止令と「解放令」反対一揆の研究において、著者は矢継ぎ早に刺激的な論文を発表し、ひとり牽引車の役割を果たしてきた。著者の活躍がなければ、短期間におけるこれほどまでの隆盛はありえなかったであろう。その意味で著者の論文集の刊行はかねて待ち望まれていたものであった。タクシー運転手をしながら処女作(第三章)をまとめたことを、著者はあとがきに書いている。著者のそうした情熱を支えていたのは「部落差別がなぜ現在も残っているのかという切実な問い」(四〇三頁)である。その点では、著者は十分に成果を上げたのである。畏友上杉聰氏の苦心の論文が、美しい装丁の論文集として刊行されたことを、心より喜ぶたい。

(A5判四一〇頁、五、八二〇円、解放出版社)

改訂 戦後同和教育の歴史

部落解放研究所 編 A5判442頁 定価2,800円(税抜価格)

戦後同和教育運動の簡潔な通史として好評を得ていた『戦後同和教育の歴史』(76年刊)の改訂版。本書では前書の成果を受け継ぐとともに、前書では十分にふれられなかった同和保育や教育行政の歩みを初めて集大成。さらに今後の解放教育の展望を示す論稿をも収録した戦後同和教育の本格的通史。80ページにおよぶ詳細な年表付。

(社)部落解放研究所 〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12
☎06(568)1300 振替 大阪7-13183